

水産食料品製造業408件（8.4%）で、これらの業種で全体の47.6%を占めています。

また、平成29年3月31日現在の県公害防止条例に基づく届出状況は表3-66のとおりです。

**表3-65 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況**（平成29年3月末現在）

業 種	特 定 事業場数	排水基準適用事業場数※	
		30～50m <sup>3</sup> /日	50m <sup>3</sup> /日以上
鉱業	4	0	4
畜産農業	1,288	36	85
畜産食料品製造業	93	5	28
水産食料品製造業	408	1	25
保存食料品製造業	87	4	28
みそ・しょうゆ等製造業	59	4	3
砂糖製造業	13	0	7
パン・菓子製造業・製あん業	22	0	2
米菓等製造業	2	0	0
飲料製造業	190	1	47
動物系飼料・有機質肥料製造業	23	2	3
動物系油脂製造業	17	0	3
イースト製造業	1	0	0
でん粉製造業	35	0	32
めん類製造業	54	0	0
豆腐・煮豆製造業	162	0	2
冷凍調理食品製造業	14	1	6
紡績業・繊維製品製造業	57	0	3
一般製材業	5	1	0
木材薬品処理業	9	0	0
パルプ・紙・加工品製造業	1	0	1
新聞・出版・印刷業	17	1	0
無機化学工業製品製造業	2	0	2
発酵工業	2	0	2
合成樹脂製造業	2	0	1
石けん製造業	1	0	0
香料製造業	1	0	0
天然樹脂製品製造業	1	0	0
その他の有機化学工業製品製造業	1	0	0
タイヤ・ゴム製造業	2	0	0
皮革製造業	6	0	0
ガラス・ガラス製品製造業	1	0	0
セメント製品製造業	117	0	1
生コンクリート製造業	147	1	25
有機質砂かべ材製造業	1	0	0
窯業原料の精製業	6	0	3
砕石業	31	0	2
砂利採取業	23	0	8
鉄鋼業	1	0	0
非鉄金属製造業	3	0	1
金属製品・機械器具製造業	5	0	0
水道・工業用水道・自家用工業水道の浄水施設	3	0	0
酸又はアルカリによる表面処理施設	45	2	10
電気めっき施設	6	1	3
旅館業	623	17	109
共同調理場	20	3	4
弁当仕出屋・弁当製造業（360m <sup>2</sup> 以上）	2	0	1
飲食店（420m <sup>2</sup> 以上）	8	1	4
洗たく業	322	2	9
写真現像業	109	1	0
病院	14	0	9
と畜業・死亡獣畜取扱業	33	0	14
自動車分解整備業	6	0	0
自動式車両洗浄施設	315	0	0
科学技術研究施設	99	5	10
一般廃棄物処理施設	36	0	2
産業廃棄物処理施設	8	1	2
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	12	0	0
し尿処理施設	233	9	205
下水道終末処理施設	21	0	21
特定事業場からの排出水の処理施設	45	8	13
計	4,874	107	740

※ 生活環境項目（pH, BOD, SS等）が適用される事業場

表3-66 県公害防止条例に基づく特定施設届出状況

(平成29年3月末現在)

特定施設名	ドラム缶再生業	自動車整備業	砂ろ過施設を有する上水道	計
届出数	1	198	4	203

## ③ 特定事業場の排水監視

排水基準適用事業場からの排水については、工場立入検査等の実施により、法に基づく排水基準の遵守状況の監視を行っています。

平成28年度は、法に基づく特定事業場のうち285事業場について立入検査を実施し、うち245事業場につき延べ256回の水質検査を行っています。(表3-67)

表3-67 特定事業場立入調査状況(平成28年度)

業種	立入検査事業場数	水質検査実施事業場数	水質検査実施回数
畜産農業	24	19	19
畜産食料品製造業	28	25	26
水産食料品製造業	15	11	12
保存食料品製造業	24	18	19
みそ・しょうゆ等製造業	1	1	1
砂糖製造業	6	6	6
飲料製造業	33	28	29
動物系飼料・有機質肥料製造業	5	4	4
動植物油脂製造業	3	3	3
でん粉製造業	17	16	21
豆腐・煮豆製造業	1	1	1
冷凍調理食品製造業	3	3	3
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1
無機化学工業製品製造業	2	2	2
発酵工業	2	2	2
非鉄金属製造業	2	1	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	16	13	13
電気めっき施設	6	5	6
旅館業	4	3	4
共同調理場	1	1	1
弁当製造業	1	1	1
洗たく業	17	12	12
と畜場・死亡獣畜取扱業	13	13	13
科学技術研究施設	2	2	2
産業廃棄物処理施設	1	0	0
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	4	4	4
し尿処理施設	15	15	15
下水道終末処理施設	20	19	19
特定事業場から排出される水の処理施設	6	4	4
その他	12	12	12
計	285	245	256

## ④ 排水基準違反に対する行政措置

法に基づく特定事業場の立入検査結果に基づき、特定施設の設置者に対し改善命令1件、改善勧告17件、文書指導6件、合計24件の行政措置を行いました。(表3-68)

なお、これらの事業場は、定められた期限内にそれぞれ処理施設、処理方法の改善等必要な措置を講じています。

表 3-68 行政措置の業種別一覧（平成28年度）

業 種	停止命令	改善命令	行政指導		合計
			改善勧告	文書指導	
畜産農業	0	0	3	1	4
畜産食料品製造業	0	0	3	0	3
水産食料品製造業	0	0	1	0	1
保存食料品製造業	0	1	4	1	6
飲料製造業	0	0	1	2	3
動物系飼料又は有機質肥料製造業	0	0	2	0	2
動植物油脂製造業	0	0	0	1	1
でん粉製造業	0	0	2	0	2
冷凍調理食品製造業	0	0	0	1	1
し尿処理施設	0	0	1	0	1
計	0	1	17	6	24

⑤ 水質汚濁に係る主要業種排水対策

ア でん粉製造業

でん粉工場からの排水は、例年10月初旬から翌年4月までの間排出されますが、排水としては、原料さつまいもの流水輸送工程及び洗浄機から出るフリューム排水、原料磨砕後の分別工程から出るノズルセパレート排水、でん粉粕脱水排水、生粉溜排水及びでん粉精製排水などがあります。

でん粉製造工場は季節操業であり、その排水量も多く、また有機質を多量に含むこと等から、その排水処理については技術的にも難しい面をもっています。

県農政部では、適切な排水対策が図られるよう、嫌気処理と好気処理を組み合わせた排水処理の実施指導や、関係機関による「でん粉工場排水処理研修会」の開催、全工場に対し工場操業前に排水処理の徹底について通知をするなど適正な排水管理のために指導啓発活動を行っています。

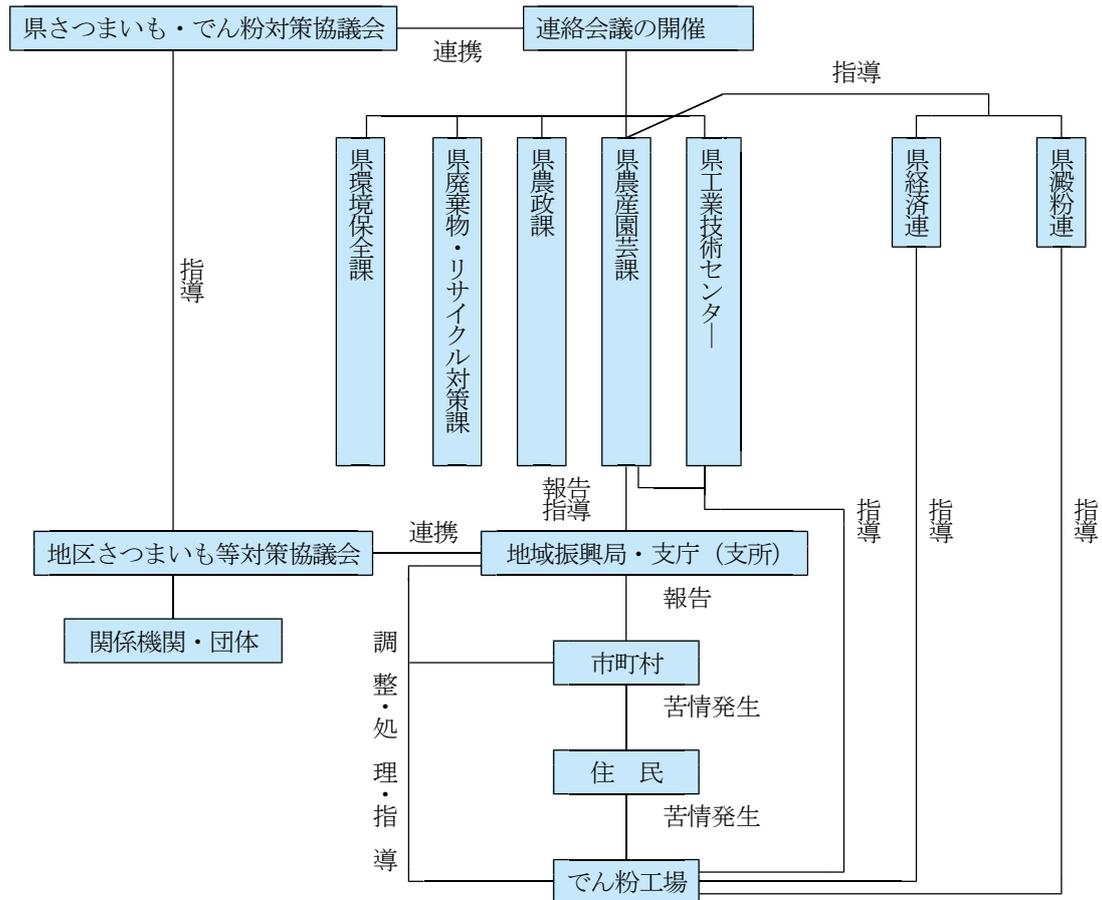
平成28年度は、16工場が操業を行っており、水質汚濁防止法に基づく近年の立入状況は、表3-69のとおりです。

排水基準の遵守については、今後とも関係機関と連携しながら排水監視の強化・指導に努めることにしています。（図3-16）

表 3-69 水質汚濁防止法に基づくでん粉工場立入状況（件数）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
立入事業場数	19	18	17
採水事業場数	18	16	16
基準超過事業場数	1	0	2

図3-16 でん粉工場排水処理に係る環境保全対策推進体制図



イ 畜産業

畜産業に起因する環境汚染防止対策については、水質汚濁防止法により一定規模以上の豚房、牛房及び馬房施設からの排出水に排水基準が適用されています。県では、立入調査等、監視の強化に努めていますが、一部において処理施設の維持管理の不徹底や家畜排せつ物等を未処理に近い状態で放流するなど悪質な物も見受けられ、法の規定に照らして改善命令の発動等厳しく対処してきています。（表3-70）

畜産経営の健全な発展を図る上で環境問題への取組が不可欠であることから、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、「鹿児島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定するとともに、「鹿児島県環境保全型畜産確立基本方針」及び「鹿児島県畜産環境保全対策指導指針」に基づき、地域環境と調和した畜産経営の実現を図ることとしています。

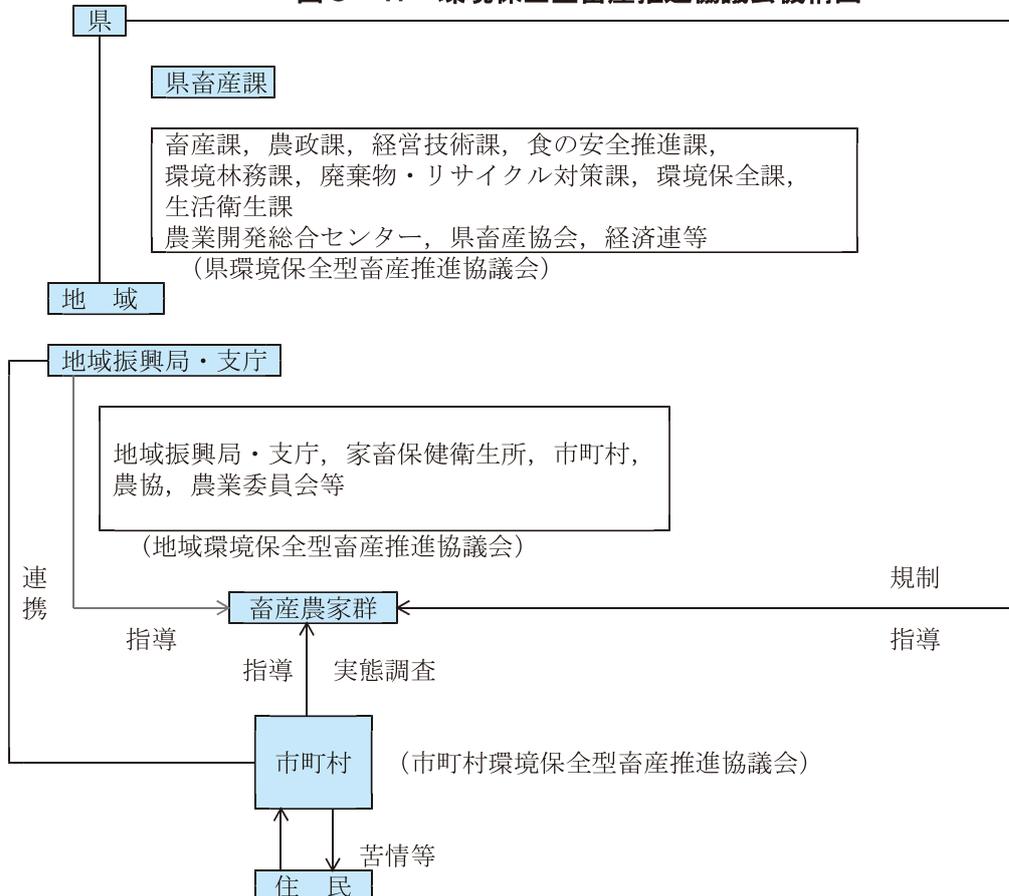
具体的には、地域振興局等による畜産農家への巡回指導や、県指導指針に基づく環境保全型畜産推進協議会の開催など、県、市町村、農業関係団体等の関係者が一体となり、環境汚染防止のための総合的な取組を行っています。（図3-17）

また、庁内組織として6課3試験場で構成する「家畜ふん尿・でん粉工場等排水対策連絡会議（昭和59年設置）」を定期的で開催し、関係機関が連携を密にして家畜排せつ物に係る環境保全対策の推進に努めています。

表 3-70 水質汚濁防止法に基づく畜産関係立入状況（件数）

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
立入事業場数	21	23	24
採水事業場数	13	15	20
基準超過事業場数	3	4	4

図 3-17 環境保全型畜産推進協議会機構図



### (3) 小規模事業場等排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因としては、大規模な工場・事業場からの排水のほかに、近年は生活排水や事業場数が多い小規模事業場からの排水の寄与が相対的に大きくなってきています。

このため、県では、「鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針」を策定し、小規模特定事業場（水質汚濁防止法に基づく排水基準の適用されない特定事業場）及び非特定事業場（法及び条例の適用を受けない事業場）についての指導を行っています。